十六　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～31　略］		
32	削除	
［33～89　略］		

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～31　同左］		
32	(1)　長野県上田市大手１―10―16　(489.80) (2)　長野県小県郡青木村大字田沢字宮ノ窪3227―１　(594.10)	北緯36度24分02秒東経138度14分48秒の地点と北緯36度22分11秒東経138度07分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［33～89　同左］		

改正後	改正前
［2～4　略］	［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十七　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1～3　略］	［1～3　同左］
4　電気供給業務用伝搬障害防止区域	4　［同左］

［1～40　略］		
41	(1)　岡山県浅口市金光町上竹2536番28　(403.00) (2)　岡山県倉敷市玉島服部字二万越2837番５　(197.00)	北緯34度34分20秒東経133度37分01秒の地点と北緯34度36分18秒東経133度41分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［42～158　略］		

［1～40　同左］		
41	(1)　岡山県浅口市金光町上竹2536番28　(403.00) (2)　岡山県倉敷市玉島服部字二万越2837番５　(197.00)	北緯34度34分17秒東経133度36分54秒の地点と北緯34度36分19秒東経133度41分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［42～158　同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。